**福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に係る実績報告について（平成30年度実績分）**

【対象：京都市を除く府内市町村に所在する障害福祉サービス等事業者】

　平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」が創設されました。

**平成30年度に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定された事業者は、どのような賃金改善を実施したかなどについて報告していただく必要があります。**

つきましては、下記にご意の上、必要書類を提出いただきますようお願いします。

記

**１．提出先（別添提出窓口一覧参照）**

・障害児入所支援：京都府健康福祉部障害者支援課

・障害児通所支援又は障害福祉サービス等：事業所所在地を所管する保健所

　　　（加算体制届の提出先と同様、それぞれの窓口に提出してください。）

※　複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要が

あります。詳細は、京都市障害保健福祉推進室ホームページをご確認願います。

**２．提出書類**

**（１）福祉・介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式３）**

**（２）添付書類**

　　①　**添付書類１（別紙様式3-1）：福祉・介護職員処遇改善実績報告書（指定権者内事業所等一覧表）**

　　②　**添付書類２（別紙様式3-2）：福祉・介護職員処遇改善実績報告書(報告対象都道府県内一覧表)**

　　③　**添付書類３（別紙様式3-3）：福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）**

※　その他、賃金改善所要額については、積算の根拠となる資料を添付してください。（任意様式で可）

※　添付書類②、③の提出については、次に該当する場合、提出をお願いします。

② …複数の事業所が都道府県を跨る場合

③ …複数の事業所が京都市内に跨る場合

* 平成３０年度は福祉・介護職員処遇改善加算が改訂されていますか、画書・報告書は様式が異なっております。

**３．提出期限等**

**（１）提出期限　　令和元年７月３１日（水）消印有効**

※　平成30年度中に事業所を廃止又は休止した場合を除き、福祉・介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間に関わらず、平成30年度分として上記期限での提出が必要です。

**（２）提出方法　　提出窓口への持参又は郵送**

※　本報告書の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。